

平成 20 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 間 瀬 博 行
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 執行役員管理副本部長兼IR・広報部長 川中 雅浩
(TEL 06-6946-2680)

(追加) 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 4 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議し公表いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり変更内容に追加することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行により、「証券取引法」(昭和23年法律第25号)が「金融商品取引法」に改正されたことに伴い、所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む国内外の会社株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) ~ (2) (条文省略) (3) <u>証券取引法</u> に規定する <u>証券業及び証券仲介業並びにこれに付随する業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む国内外の会社株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) ~ (2) (現行どおり) (3) <u>金融商品取引法</u> に規定する <u>金融商品取引業及びこれに付随する業務</u>

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(4) 前号の業務の他、 <u>証券取引法</u> により <u>証券会社</u> が営むことができる業務 (5) ～(25) (条文省略)	(4) 前号の業務の他、 <u>金融商品取引法</u> により <u>金融商品取引業者</u> が営むことができる業務 (5) ～(25) (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 26 日

以 上